

再配置する園の運営形態について

令和5年12月

本町ではこれまで幼児教育・保育の提供に関して積極的に民間活力を導入してきました

幼児教育・保育における経緯

これまで、本町では、

- 共働き世帯の増加、就労形態の多様化及び地域の相互扶助機能の低下などによる保育に対するニーズの増大・多様化
- 公立施設の建設・改修に係る国庫補助の廃止などによる財政的問題

といった状況を踏まえ、幼児教育・保育の提供に関して民間が対応できる部分については「民間でできることは民間で」という考えに沿い、積極的に役割を移譲し民間活力を導入（公立保育園を民営化）してきました。他方、幼稚園については公設公営としており、幼稚園は町が、保育園・認定こども園は民間事業者がそれぞれ運営を行う形となっています。

<公立保育園2園の民営化>

- 1つの公立保育園（現・矢吹町ひかり保育園）を平成20年度（平成20・21年度：民間委託、平成22年度から民営化）より民営化
- もう1つの公立保育園（旧・矢吹町立あさひ保育園）についても平成25年度より民営化を進め、令和元年度には認定こども園野のはなとして運営を開始

<私立幼稚園の認定こども園化>

- 私立園である聖和幼稚園が平成22年度には認定こども園ポプラの木として運営を開始

このような経緯も踏まえたうえで、今後再配置する園についても、どのような運営形態とするか（幼稚園または認定こども園のどちらとするか）を検討する必要があります。

※運営形態としては「保育園」もありますが、町として学校教育法に基づく幼稚園教育を提供する必要があることから検討の対象外とします

学校教育法第22条・・・幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

再配置により設置する園を幼稚園とする場合と認定こども園とする場合について整理しました

幼稚園とする場合	認定こども園とする場合
<p>◎幼稚園とは、文部科学省が所管し、学校教育法に基づいた学校と位置づけられ、「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」を目的とし、施設での教育と家庭での子育てがバランスよく行える。</p> <p>○再配置前と同様の幼児教育を提供できる</p> <p>○再配置前と同様に、幼稚園は町、保育園・認定こども園は民間事業者という住み分けがなされる</p> <p>○再配置前と同様に、「幼稚園教諭」の資格を有する教職員等をそのまま配置できる。</p> <p>○必要な諸室機能は現行の幼稚園と基本的に変わらないが、ニーズに応じた機能を持たせることができる</p> <p>△0～2歳児は利用できない。</p> <p>△認定こども園と比べると幅広い年齢の子どもたちと交流する機会が少ない</p> <p>△2歳以下と3歳以上のきょうだいなど、同じ園に通うことができない場合は2か所に送迎することとなる</p>	<p>◎認定こども園とは、こども家庭庁が所管し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する施設である。</p> <p>○0～5歳まで一体的に教育・保育を提供できる</p> <p>○幼稚園よりも幅広い年齢の子どもたちと交流する機会が増える</p> <p>○就労状況等によって2歳以下と3歳以上のきょうだいと同じ園に通うことができる場合があるので、送迎が1か所で済む</p> <p>△既存民間事業者の経営に影響を及ぼす可能性がある</p> <p>△「幼稚園教諭」及び「保育士」の両方の資格を有する「保育教諭」を新たに確保・配置する必要がある</p> <p>△乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室等の乳児に関する設備を配置する必要がある</p> <p>△調理室を配置する必要がある（園内設置が義務）</p> <p>※<u>私立</u>の認定こども園は国からの財政支援が得られる</p>